



られているため、引き継ぎ等が必要がある場合、町職員を派遣することができません。

### 非常勤職員って？

●非常勤職員に雇用期限があるのはなぜ？

南部町は条例によって非常勤職員の雇用期間を3年と定めています。これは法律上、一般的に3年間を超えて雇用することは、正職員とすることが求められているためです。現在の非常勤職員をすべて町の正職員として雇用するには、町の職員定数計画・財政負担の面から困難です。

保育士の6割を占める非常勤職員が3年ごとに不安定な立場となり、雇用が確保できなくなると、保育の継続性を保つことができなくなると考えています。



## 保育園民営化・これまでの経緯

H20年 12月	12月議会：「南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の職務条件等に関する条例」制定 ・非常勤職員の任用期間は1年間、更新は2回まで
H21年 9月	9月議会：保育園民営化による保育人材確保と多様な保育展開を答弁
12月	12月議会：民営化の検討を答弁
H22年 3月	3月議会：民営化の選択肢と指定管理者による公設民営について答弁
6月	6月議会：民営化のコスト、指定管理先の選択肢について答弁
9月	9月議会：民営化の手法について答弁 ・民営化対象園2園（さくら保育園、つくし保育園） ・公設民営（指定管理）方式 ・委託先を社会福祉法人伯耆の国を想定 ・指定管理開始を平成24年4月までに実施
	保育園保護者代表への説明会
10月	保育園非常勤職員に対する説明会 保育園正規職員に対する説明会 保護者説明会（4会場：さくら・ひまわり・すみれ・つくし保育園）
11月	議会全員協議会：保育園民営化の考え方について説明 非常勤職員に対する身分移管についての説明会
12月	保護者対象アンケート 12月議会：民営化実施方針について答弁
2月	保護者説明会（2会場：プラザ西伯、総合福祉センターいこい荘）